

春日部市国民健康保険条例の一部を改正する条例

春日部市国民健康保険条例（平成17年条例第117号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の項（以下「改正前の項」という。）に対応する改正後の欄の項が存在しない場合にあつては、当該改正前の項を削る。
- (2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>（出産育児一時金）</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>39万円</u>を支給する。ただし、規則で定める出産については、<u>39万円</u>に3万円を超えない範囲内で規則で定める額を加算した額を支給する。</p> <p>附 則</p>	<p>（出産育児一時金）</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>35万円</u>を支給する。ただし、規則で定める出産については、<u>35万円</u>に3万円を超えない範囲内で規則で定める額を加算した額を支給する。</p> <p>附 則</p> <p>（平成21年10月から平成23年3月までの間の出産に係る出産育児一時金に関する経過措置）</p> <p>5 被保険者が平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金についての第6条の規定の適用については、同条第1項中「35万円」とあるのは、「39万円」とする。</p>

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の春日部市国民健康保険条例の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金から適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。